

契約処理規程

公益財団法人日本ハンドボール協会

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下、本協会という。）の契約処理に関し基本となる必要事項を定め、事務の円滑化と適正かつ能率的な執行を図ることを目的とする。

(契約の原則)

第2条 契約は、原則として競争性を確保した競争契約によるものとし、契約の相手方を決定する方法は次の各号に掲げるものとする。ただし、本規程第4条第2項に定める基準に該当する場合、これに該当しない。

- (1) 競争入札：地方自治法に定める一般競争入札又は指名競争入札に準じた方法
- (2) プロポーザル：提案型総合評価による方法
- (3) 複数見積：複数の見積書を徴する方法

(契約の責任者)

第3条 契約の責任者は、会長とする。ただし、内容・目的により、事務局規程に定める決済権限者が契約責任者となることができる。

2. 契約の署名者は、契約責任者とする。
3. 契約の業務処理手続は、事務局長が行うものとする。なお、必要に応じて、当該業務を担当する者により行うことができる。

(契約の方法)

第4条 第2条に定める競争契約を行うときは、別に定める契約基準要領に基づき、各契約基準を作成の上、実施するものとする。

2. 第1項の規程に関わらず、次の各号に掲げる場合は、指名により契約を行うことができる。
 - (1) 国、地方自治体、又は公益法人及びこれに準ずる者との契約
 - (2) 電気、ガス及び水道等の供給並びに電話加入契約
 - (3) 損害保険契約
 - (4) 予定価格が総額20万円以下の少額契約
 - (5) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき
 - (6) 緊急を要するため競争に付することができないとき
 - (7) 外国で契約するとき
 - (8) その他やむを得ない理由があるとき

(入札参加資格)

第5条 第2条に定める競争契約に参加する者（以下「参加者」という）については、あらか

じめその業務内容及び財務内容等調査の上、事務局長の承認を得るものとする。

2. 参加者は、以下の各号を全て満たすものとする。
 - (1) 反社会的勢力との関係遮断に関する規程第 2 条に定める反社会的勢力に該当する者でないこと
 - (2) 反社会的勢力の依頼を受けて応募に参加しようとする者でないこと
 - (3) 反社会的勢力と関係のある者、関係する企業又は総会屋ではないこと

(取引の中止)

第 6 条 契約の責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後、原則として 1 年間を基準に、契約の相手方としないことができる。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に業務を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 第 2 条に定める競争契約において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
- (3) 参加希望者が第 2 条に定める競争契約へ参加することを妨害した者、契約候補者が契約を締結することを妨げた者、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 正当な理由がなく契約手続の履行をしない者
- (5) その他、本会が不相当と認める者

(契約期間)

第 7 条 契約期間は、原則として単年度契約とする。ただし、次に掲げるものは、この限りではない。

- (1) 電気、ガス及び水道等の供給、電話の加入又は官公署及びこれに準ずる者との契約
- (2) 損害保険契約
- (3) 翌年度開始後直ちに給付を必要とする契約
- (4) その他、特に必要と認められる契約

(契約書)

第 8 条 契約を締結するときは、目的、金額、履行期限、支払方法、瑕疵担保責任、暴力団排除条項、その他必要事項を記載した契約書を作成するものとする。ただし、事務局長の判断に基づき、契約の性質により契約書を作成する必要がないと認められるとき又は契約金額 20 万円以下のときは、請書をもってこれに代えることができる。

2. 契約を行おうとするものは、原則として、契約書に、反社会的勢力との関係遮断に関する規程第 6 条各号に定める規定を設けなければならない。

(検収)

第 9 条 事務局長は、あらかじめ検収担当者を指名し、物品の購入契約について給付完了（給付完了前に代金の一部を支払う場合は、既済又は既納部分）の確認のため必要な検査をさせなければならない。

2. 検収担当者は、検査完了後速やかに検収報告書を作成し、事務局長に提出するものと

する。ただし、事務局長の判断に基づき、契約金額 20 万円以下の場合は、納品書に署名押印することをもって検収報告書に代えることができる。

3. 給付の内容が契約に適合しないときは、検収担当者はその理由及び措置についての意見を検収報告書に記載するとともに、担当理事の了承を得て、関係者と協議するものとする。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

1. 本規程は、平成 24 年 11 月 12 日から施行する。
2. 本規程は、令和元年 6 月 8 日から施行する。
3. 本規程は、令和 4 年 4 月 1 日一部改訂

契約基準要領

公益財団法人日本ハンドボール協会「契約処理規程」(以下、「本規程」という。)第4条に基づき、競争契約にかかわる業務に関して、以下のとおり要領を定める。

I. 競争入札

(競争入札の参加者)

第1条 事務局長又は事務局長が指名した競争契約担当者(以下、「競争契約担当者」という。)は、本規程第5条に基づく参加資格を有する者のなかから、競争入札参加者を選定する。

(参加者への通知)

第2条 当該業務の所管部署は、当該入札参加者に対して、次の各号に定める事項について通知しなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札執行の日時及び場所
- (3) 入札の無効に関する事項
- (4) 前各号の他、入札について必要な事項

(入札の延期又は中止)

第3条 当該業務の所管部署は、天災地変や公正な入札が妨げられる恐れがある場合、その他やむを得ない理由が生じた場合は、入札を延期、又は中止することができる。

(落札者の決定)

第4条 当該業務の所管部署は、次の各号に定める方法で落札者を決定するものとする。

- (1) 最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 最低の価格をもって入札した者の当該価格が著しく低価である場合には、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうか十分調査しなければならない。その結果、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある場合は、その者を落札者とせず、その者を除き最低の価格をもって入札した者を落札者とするすることができる。

(入札結果の通知)

第5条 当該業務の所管部署は、競争入札の結果について、速やかに当該入札者に通知を行うものとする。

(再度入札)

第6条 当該業務の所管部署は、落札となるべき同価格の入札者が2者以上いる場合は、当該入札者を参加者として、再度入札を行うことができる。

II. プロポーザル

(プロポーザルの参加者)

第7条 競争契約担当者は、本規程第5条に基づく参加資格を有する者のなかから、プロポーザル参加者を選定する。

(参加者への通知)

第8条 競争契約担当者は、当該プロポーザル参加者に対して、次の各号に定める事項について通知しなければならない。

- (1) プロポーザルに付する事項
- (2) プロポーザル執行の日時及び場所
- (3) プロポーザルの無効に関する事項
- (4) 前各号のほか、プロポーザルについて必要な事項

(プロポーザルの延期又は中止)

第9条 競争契約担当者は、天災地変や公正なプロポーザルが妨げられる恐れがある場合、その他やむを得ない理由が生じた場合は、プロポーザルを延期、又は中止することができる。

(プロポーザルの審査)

第10条 当該業務の所管部署は競争契約担当者と協議の上、当該プロポーザルを審査するにあたり、原則として公正かつ厳正な審査基準を作成できるもので構成される審査会を設けなければならない。ただし、本規程第3条に基づく契約責任者は実施予定金額又は業務内容により、審査について必要な知識・能力を有する者を加えることができる。

(受注者の決定)

第11条 プロポーザルにより契約を締結する場合には、前条に定める審査会の審査において受注者を決定する。また、その審査方法は、原則として採点方式によるものとする。

(審査結果の通知)

第12条 競争契約担当者は、審査結果について、速やかにプロポーザル参加者に通知を行うものとする。

(プロポーザル経過調書の作成)

第13条 当該業務の所管部署は、プロポーザルの経過を明らかにした経過調書を作成し、当該プロポーザルに係る資料、その他の書類とともに保存しなければならない。

III. 複数見積

(複数見積の参加者)

第14条 競争契約担当者は、本規程第5条に基づく参加資格を有する者のなかから、複数見積の参加者を選定する。

(受注者の決定)

第15条 競争契約担当者は、次の各号に定める方法で受注者を決定するものとする。

- (1) 最低の価格をもって見積書を提出した者を受注者とする。
- (2) 最低の価格をもって見積書を提出した者の当該価格が著しく低価である場合には、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうか十分調査しなければならない。その結果、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある場合は、その者を受注者とせず、その者を除き最低の価格をもって見積書を提出した者を受注者とすることができる。

(複数見積結果の通知)

第16条 競争契約担当者は、複数見積の結果について、速やかに当該複数見積参加者に通知を行うものとする。

(再度見積)

第17条 競争契約担当者は、同価格の見積書提出者が2人以上いる場合には、当該見積書提出者を参加者として、再度複数見積を行うことができる。

付則

1. この基準要領は、令和元年6月8日から施行する。